

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
陸前高田市	(有)奥州交通	(1) 生出線	的場	陸前高田駅	イオンSuC 陸前高田	往25.8km 復25.8km	361日	1083回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(2) 広田線	集	小友駅前	アバッセ	往23.2km 復23.2km	361日	722回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(3) 広田線(平日)	集	田端	小友駅前	往7.7km 復7.7km	242日	484回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(4) 広田半島線	樺島入口	小友駅前	アバッセ	往30.9km 復30.9km	361日	361回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(5) 広田半島線(平日)	樺島入口	矢の浦	小友駅前	往15.9km 復15.9km	242日	726回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(6) 長部今泉線 (平日系統)	福伏	高田第一中学校前	県立高田病院	往15.5km 往路のみ	242日	121回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(7) 長部今泉線 (全日系統)	福伏	陸前高田駅	県立高田病院	往14.5km 復14.5km	361日	240回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(8) たかたコミュニティ バス西部線	陸前高田駅	滝の里	陸前高田駅	往21.2km 循環	361日	2166回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(9) デマンド交通中平・ 坂下・小黒山エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	242日	968回			区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(10) デマンド交通 気仙エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	242日	968回			区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(11) デマンド交通 小友・広田エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	148日	592回			区域運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
陸前高田市	(有)奥州交通	(1) 生出線	的場	陸前高田駅	イオンSuC 陸前高田	往25.8km 復25.8km	361日	1083回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(2) 広田線	集	小友駅前	アバッセ	往23.2km 復23.2km	361日	722回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(3) 広田線(平日)	集	田端	小友駅前	往7.7km 復7.7km	242日	484回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(4) 広田半島線	樺島入口	小友駅前	アバッセ	往30.9km 復30.9km	361日	361回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(5) 広田半島線(平日)	樺島入口	矢の浦	小友駅前	往15.9km 復15.9km	242日	726回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(6) 長部今泉線 (平日系統)	福伏	高田第一中学校前	県立高田病院	往15.5km 往路のみ	242日	121回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(7) 長部今泉線 (全日系統)	福伏	陸前高田駅	県立高田病院	往14.5km 復14.5km	361日	240回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(8) たかたコミュニティ バス西部線	陸前高田駅	滝の里	陸前高田駅	往21.2km 循環	361日	2166回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(9) デマンド交通中平・ 坂下・小黒山エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	242日	968回			区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(10) デマンド交通 気仙エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	242日	968回			区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(11) デマンド交通 小友・広田エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	148日	592回			区域運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
陸前高田市	(有)奥州交通	(1) 生出線	的場	陸前高田駅	イオンSuC 陸前高田	往25.8km 復25.8km	361日	1083回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(2) 広田線	集	小友駅前	アバッセ	往23.2km 復23.2km	361日	722回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(3) 広田線(平日)	集	田端	小友駅前	往7.7km 復7.7km	242日	484回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(4) 広田半島線	樺島入口	小友駅前	アバッセ	往30.9km 復30.9km	361日	361回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(5) 広田半島線(平日)	樺島入口	矢の浦	小友駅前	往15.9km 復15.9km	242日	726回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(6) 長部今泉線 (平日系統)	福伏	高田第一中学校前	県立高田病院	往15.5km 往路のみ	242日	121回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(7) 長部今泉線 (全日系統)	福伏	陸前高田駅	県立高田病院	往14.5km 復14.5km	361日	240回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(8) たかたコミュニティ バス西部線	陸前高田駅	滝の里	陸前高田駅	往21.2km 循環	361日	2166回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(9) デマンド交通中平・ 坂下・小黒山エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	242日	968回			区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(10) デマンド交通 気仙エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	242日	968回			区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(11) デマンド交通 小友・広田エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	148日	592回			区域運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R11年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
陸前高田市	(有)奥州交通	(1) 生出線	的場	陸前高田駅	イオンSuC 陸前高田	往25.8km 復25.8km	361日	1083回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(2) 広田線	集	小友駅前	アバッセ	往23.2km 復23.2km	361日	722回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(3) 広田線(平日)	集	田端	小友駅前	往7.7km 復7.7km	242日	484回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(4) 広田半島線	樺島入口	小友駅前	アバッセ	往30.9km 復30.9km	361日	361回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(5) 広田半島線(平日)	樺島入口	矢の浦	小友駅前	往15.9km 復15.9km	242日	726回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(6) 長部今泉線 (平日系統)	福伏	高田第一中学校前	県立高田病院	往15.5km 往路のみ	242日	121回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(7) 長部今泉線 (全日系統)	福伏	陸前高田駅	県立高田病院	往14.5km 復14.5km	361日	240回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(8) たかたコミュニティ バス西部線	陸前高田駅	滝の里	陸前高田駅	往21.2km 循環	361日	2166回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(9) デマンド交通中平・ 坂下・小黒山エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	242日	968回			区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(10) デマンド交通 気仙エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	242日	968回			区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(11) デマンド交通 小友・広田エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	148日	592回			区域運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R12年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
陸前高田市	(有)奥州交通	(1) 生出線	的場	陸前高田駅	イオンSuC 陸前高田	往25.8km 復25.8km	361日	1083回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(2) 広田線	集	小友駅前	アバッセ	往23.2km 復23.2km	361日	722回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(3) 広田線(平日)	集	田端	小友駅前	往7.7km 復7.7km	242日	484回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(4) 広田半島線	樺島入口	小友駅前	アバッセ	往30.9km 復30.9km	361日	361回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	碁石観光(株)	(5) 広田半島線(平日)	樺島入口	矢の浦	小友駅前	往15.9km 復15.9km	242日	726回			路線定期運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(6) 長部今泉線 (平日系統)	福伏	高田第一中学校前	県立高田病院	往15.5km 往路のみ	242日	121回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(7) 長部今泉線 (全日系統)	福伏	陸前高田駅	県立高田病院	往14.5km 復14.5km	361日	240回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(8) たかたコミュニティ バス西部線	陸前高田駅	滝の里	陸前高田駅	往21.2km 循環	361日	2166回			路線定期運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(9) デマンド交通中平・ 坂下・小黒山エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	242日	968回			区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(10) デマンド交通 気仙エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	242日	968回			区域運行	②(1)	陸前高田駅等で地域 間交通ネットワーク大 船渡線BRTと接続	③
	(株)気仙タクシー 高田タクシー(有)	(11) デマンド交通 小友・広田エリア		陸前高田市内		往 km 復 km	148日	592回			区域運行	②(1)	小友駅等で地域間交 通ネットワーク大船渡 線BRTと接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。